平成２４年（フ）第５３６号
神奈川県海老名市門沢橋２丁目24番28―301号
債務者　山木茂美こと　宋　　茂美
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６３号
横浜市港南区上永谷２丁目17番２号　第三さつき荘102号室
債務者　齋藤美代子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５７９号
横浜市瀬谷区瀬谷５丁目８番地の10
債務者　久保　弥生
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６７３号
神奈川県大和市中央林間西５丁目２番７―404号
債務者　浅野佳世子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９号
岡山市中区清水２丁目２番16号
債務者　布上　元春
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３７号
岡山市南区福富中１丁目６番３号　サーパス福富604
債務者　山形　昭子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０３号
東京都小平市大沼町２丁目776番地の13
債務者　片桐　公平
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６７１号
横浜市神奈川区羽沢南２丁目26番１―503号
債務者　戸山　直樹
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６５号
栃木県宇都宮市下戸祭１丁目15番22号　コープオリンピア宇津宮207、前住所栃木県小山市大字鉢形371番地５
債務者　**荒**井　英子（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２５４号
東京都清瀬市松山１丁目27番８号ファーストアオキ302号
債務者　磯　　智子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３１４号
東京都あきる野市引田878番地１誠和コーポ105号
債務者　鈴木　敬司
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１９８３号
大阪府守口市菊水通１丁目１番９―101号
債務者　新谷　勇紀
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８３号
岡山市東区升田153番地15
債務者　本行　圭美（旧姓羽納）
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６号
岡山市南区南輝２丁目９番24号　松南ハイツ101
債務者　仲前　陽二
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５号
岡山市中区平井３丁目1015番地14
債務者　藤井　恭子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７１号
岡山市中区平井３丁目1015番地14
債務者　藤井　文男
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部